

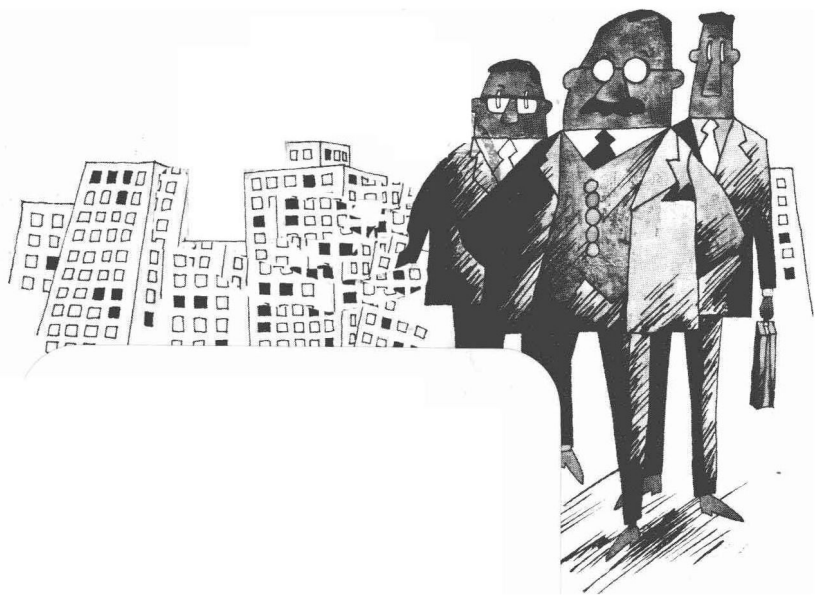
パクリ屋

手形詐欺師

星

読売新聞 西部本社 社会部編

手形詐欺師



30013160

読売新聞社

パクリ屋・手形詐欺師

定価 850 円

昭和52年 3 月10日 第 1 刷

昭和52年 6 月25日 第 6 刷

編 者 読 売 新 聞
西部本社社会部

編集人 笠 井 晴 信

発行人 深 見 和 夫

発行所 読 売 新 聞 社

〒100 東京都千代田区大手町 1-7-1

〒530 大阪 市 北 区 野 崎 町 7 7

〒802 北九州市小倉北区明和町 1-11

印刷所・中日本印刷 製本所・大日本製本

☆落丁・乱丁の場合はお取り替えいたします

©, YOMIURI SHIMBUN-SHA, 1977 0036-503050-8715

パクリ屋・手形詐欺師——目次

第一部 百貨店倒産の背景

二の日 11

一平方メートル二・二人 16

二つの対応 22

運鈍根 27

同族経営 33

野武士商法 39

ワンマン 44

強行 50

破たん 55

きしみ 61

風雲児の死 65

相手さがし 71

休眠会社 76

第二部 バクリ屋の暗躍

新しいワナ	情報交換	ハイエナ	山形ルート	ばかし合い	静岡ルート	日本ロンド	初の被害	よだきいー	現金化	交換劇	ビッグ会談	肩書	接点	呼び水
170	165	160	154	148	141	135	128	121	114	107		96	90	85
											102			

管財人	250
申し立て	244
借別	238
組合管理	233
第三部 再建への道	
セミナー	226
収支決算	222
揺り戻し	218
落とし穴	212
一億円の流れ	204
追い打ち	199
サルベージ	194
パクリ哲学	187
九州ルート	181
バロン神田	175

再建試案 255

新しい門出 260

その後 265

メモ 手形・小切手の常識 273

付録

更生手続開始の申立書 288

更生手続開始の決定 313

神田道男の公判記録

起訴状 317

罪状認否 318

冒頭陳述書 318

検察側「論告要旨」 321

弁護側「弁論要旨」 323

判決 327

宮田一三の公判記録

起訴状 339

罪状認否 332

冒頭陳述書 332

検察側「論告要旨」

弁護側「弁論要旨」 336 335

判決 341

参考図書・資料 344

あとがき 346

装幀 岩黒永興

パクリ屋・手形詐欺師

第一部

百貨店倒産の背景

二の目

県庁所在都市の繁華街の中心を占めるデパートが、ある日シャッターを上げなくなった。倒産——多年の信用を誇るその地方の「殿様商売」が、ぶっ倒れるとは、一般庶民には想像もつきにくい話だ。昭和五十年八月はじめに行き詰まった橋百貨店（宮崎市）の倒産劇は、西日本の流通業界では空前の出来事だった。

しかもそのカゲには、窮余の一策として会社側が振り出した融通手形を手玉にとり、パクって倒産に追い込んだ一群のパクリ屋の暗躍がある。不況時代にはくそえむクールな経済犯・パクリ屋の「素顔」を洗い出すには、まず融通手形が振り出される背後の事情から、筆を進める必要がある。

七月二日、十二日、二十二日……。何度となく危ぶまれ、そのつどどうにかしのいできた「二の目」に破局が訪れた。「手形」という紙切れがカネ（金）に換わらないのだ。金庫はすで

に底をついている。金融機関の手当ても望めない。金に裏打ちされない「信用」など、商いの世界には通用しない。不渡り―倒産。また一つの会社企業が脱落した。

「二の日」――それは、宮崎市のメインストリート橘通りに、七階の店舗を構える橘百貨店の手形決済日だった。特にいわれがあつて定められた「日」ではなかったが、昭和二十七年の創業以来「二の日」に、商い信用のすべてをかけ、数千回、数万回、手形用紙に記し続けてきた支払期日だった。経営者はむろん、従業員、納入業者、出店業者、金融機関、いや消費者まで、直接、間接に、商いや生活のよりどころにしてきたといつていい。

だが、五十年八月最初の「二の日」つまり「八月二日」。中元商戦のさなかだったにもかかわらず、橘百貨店のシャッターは開かなかつた。「臨時休業」の小さな張り紙がすべてを物語っていた。大手スーパーとの提携が破談になり、メイン銀行が救済融資を断念した話は、すでに前日、市中を駆けめぐっていた。だからこの日の倒産は、関係者の多くにとって予期された出来事だったともいえる。

債権者の訪れは早かつた。午前四時すぎから、手形の決済、売掛金のこげつき、委託商品などを氣遣う業者たちが集まった。ただでさえいらだたしい倒産の現実には「七五年不況」が拍車をかけ、感情がエスカレートする。シャッターが激しくたたかれ、窓がこづかれる。

喧噪けんそうの午前十時三十分、店舗裏手の別館に、後藤友幸社長が姿を見せた。「二の日」の重み



沈痛な表情で記者会見する後藤友幸社長
(8月2日、橋百貨店別館で)

を人一倍感じてきたこの数か月。かつては社会党の石橋書記長を思わせた精かな風ぼうにやつれが目立ち、三十代だというのに、めっきりふえた白髪が、金、金、金に追われた社長の苦痛を如実に物語っていた。

やはり、五月最初の「二の日」のことだった。手形決済金が五千五百万円不足しかけたことがある。五人の妻子ともども一家心中を考えた。そして八月一日、また「二の日」を迎えようとした前日、家族そろって、夜逃げを図りたかった。

「追い詰められた経営者心理は規模の大小を問いませんよ」

社長のイスをかなぐり捨てたくなったときに、はじめて平凡な人の心をとりもどしたともいう。

淡々とした口調をつくろうものの、声は詰まりがち。

「わたしたちではできる限りの努力をしたのですが……、二日決済の手形は、不渡りになるでしょう」

…。決済しようにも、金が……ありません」

負債総額七十六億六千万円。南九州経済界トップクラスの座から、一転、倒産社長というみじめな肩書への記者会見は、また同時に、全国流通業界空前の負債、九州倒産史上最高規模、九州初のデパート倒産、という「三つの不名誉」が確定した瞬間でもあった。厳しい不況の折である。それだけなら「若い二代目社長が背負うには、会社が大きすぎたし、引き継いだ時期も悪かったのだ」などと同情されたかもしれない。だが、若社長は「告白」しなければならなかったことがあった。

「きょうの決済分は、総額で約三億円ですが、この中には七、八千万円の『不良債権』が含まれています」

さすがに不良債権の融通手形とはいえなかった。まして、その手形が詐取され、警察に告訴しているとは……。しかしさりげなくでも告白せずにはいられないふん囲気だった。同席した報道陣ばかりでなく、金融機関、問屋はむろん従業員の一部までが、デパート業界では絶対の禁物になっている融通手形が振り出され、その奇妙な手形が、提携、融資ストップの一因になったことを、なかば知っていたのだから。

融通手形の発行は、いわば「紙切れ」で「金」をつくる錬金術のようなものだ。「決まって」といいいいほど、金には換わってくれず、パクリ屋にかすめ取られるものでもある。後にく